みえさんちの家　学習会

成年後見制度と権利擁護　　　　　　　　　　　　　　　　　2022年1月21日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　中島純男

1、高齢者の実態、認知症の人

　※高齢者人口　高齢化社会 高齢化率7 - 14%　高齢社会 同14 - 21%　超高齢社会 同21% -

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 岡山県 | 高齢者数 | 総人口 | 高齢化率 | 備考 |
| 1950.10.1　昭和25 | 109,128 | 1,659,508 | 6.6 | 終戦から5年　朝鮮戦争勃発 |
| 2000.10.1　平成12 | 393,658 | 1,950,828 | 20.2 | 20世紀最後の年　介護保険導入 |
| 2020.10.1　令和2 | 563,492 | 1,882,356 | 30.5 | 介護保険20年 |

　　　同年、　全国　　　　　3619万人　　12588万人　　　　28.7

※認知症の人

平成28年度の要支援・要介護認定結果によると、本県の認知症の人の数は約6万6千人(高齢者全

体の約12%)と推計されます。令和7年度には約7万9千人になると見込まれます。

2、権利擁護支援について

・消費者被害などの「権利侵害からの救済・保護」

・本来認められているはずの権利行使ができなかった人への「権利行使の保障」の支援

・法律や制度としての位置付けがなされていない場合の「新たな権利の創造」の支援

具体的には

・本人支援

自分らしく生きることができるように、障害や疾病で損なわれた社会的主体者としての立場を回復

することへの支援、自己決定の支援・相談支援・障害認知受容などをとおして社会的関係性の維持

とコミュニケーションの保障、など

　・生活支援

　　各種福祉サービスを受けること、経済的基盤の確立、医療・介護サービスの確保、見守り支援など

をつうじて、地域生活を実現

　・法的支援

各種契約への対応、債務整理、財産管理、成年後見制度利用、確立されていない権利でも当然認め

られることの制度構築など

3、成年後見制度は

現行の成年後見制度は、高齢化社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、判断能力の不十分な高齢者や障害者等を保護し、支援するために**「自己決定の尊重」、「残存能力の活用」、「ノーマライゼーション」の三つの基本理念**と、「本人保護」の理念との調和を図ることを趣旨としています。

【後見】

・老人性の認知症により判断能力を失った方のために，介護の契約を結んだり，財産を管理したりする必要があるときに，家庭裁判所に後見開始の審判の申立てをし，選任された成年後見人にそうした契約や財産管理をしてもらう。

・交通事故により判断能力を失った方に代わって，その方のために，保険金（損害賠償）を請求する必要があるときに，家庭裁判所に後見開始の審判の申立てをし，選任された成年後見人に，本人の代理人として請求してもらう。

【保佐】

・老人性の認知症のため判断能力が著しく不十分な方について，介護サービス利用契約を結んで適切な介護を受けられるようにする必要があるときに，家庭裁判所に保佐開始の審判の申立てをし，同時に，介護契約を本人に代わって保佐人にしてもらう権限（代理権）を与えるとの審判の申立てをして，選任された保佐人に手続をしてもらう。

【補助】

・認知症の症状が出て判断能力が低下していると医師に言われるなどして，一人で契約等をすることに不安があるときに，家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし，選任された補助人にサポートしてもらう。なお，誤った判断に基づいてしてしまった契約を取り消すことができるようにするためには同意権を与えるとの審判を，契約等を本人に代わって補助人に代理してやってもらうためには代理権を与えるとの審判を，それぞれどのようなことがらについてやってもらいたいかを特定したうえで，補助開始の審判の申立てにあわせて申し立てる必要があります。

**任意後見制度は**、本人が契約に必要な判断能力を有しているうちに、受任者に対し、判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務の全部または一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約(任意後見契約)を結び、任意後見監督人が選任された時からその効力が生ずるようにする制度です。

4、後見人の役割は

成年後見人の立場は、利用者の周囲との調整役ではなく、利用者の主張役であり、それは意思能力を欠く状況にある本人の人権への配慮ともいえます。同時に、周辺の方への配慮でもあります。

成年後見人には、利用者の具体的・個別的な状況をつかむことや周囲の方の話を十分に聞きとる能力を高め、本人のための配慮は何かという観点に基づき、具体的に理解を得られるように手続きをすすめることが求められています。

近年、意思決定支援の重要性が強調されています。判断能力が不十分な人であっても，本人がその能力を最大限に活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために、成年後見人等を含めた本人に関わるあらゆる人が行う、本人との関わり方の基本的姿勢のことをいいます。

意思決定支援は、本人が必要な情報を理解できるように提供し、本人の表明した意思、意向、好み

を尊重することから始まります。

【身上監護】

成年後見人の仕事には、大きく分けて財産管理と身上監護の２つがあります

身上監護には、現実の介護行為は含まれません。食料品や衣料品等を購入するような日常生活に関する行為については、本人が自由におこなうことができます。  
　なお、本人の居住用不動産を処分するには家庭裁判所の許可が必要となります。ここでいう「処分」は売買だけでなく、賃貸や抵当権の設定等の行為も含まれます。

成年後見人（保佐人・補助人）が事務を行うときには、『本人』の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません。

身上配慮義務が要請する身上監護とは、客観的な視点からみた利用者本人の生活の質(ＱＯＬ)の維持・向上を目的とした活動であると位置づけられます。

【財産管理】

成年後見人にはこの活動を法的に保障するための手段として、利用者の財産管理に対するさまざまな権限(法定代理権、同意権、取消権など)が与えられています。

成年後見人には、利用者の生活の質の維持・向上のために積極的に利用者の資産を活用するという発想が求められています。資産を利用者のために適切に使うためにも、常に利用者の心身の状態と生活の状況を把握しておかなければなりません。

５、制度活用の現状

後見等開始の審判の申立件数は、後見制度発足以来、年々増え続け、2012年には約3万5千件にまで増加しました。その後、件数は頭打ちし、2012年から2019年までの8年間、申立件数は横ばいとなっています。

2019年、成年後見制度を利用している人は約22万人。

潜在的な後見ニーズ（判断能力が不十分とみられる人の総数：推計約1035万人）のわずか2％を満たしているに過ぎません。

　今後、認知症高齢者等がますます増加し、後見人の需要も一層高まっていくと見込まれますが、親族や専門職だけでこれらすべてをまかなうことは難しいといえます。

　今後の後見の需要増に対応するため、新たな後見の担い手として、市民後見人のさらなる活用が期待されているといえます。

　成年後見制度の創設時（2000年）、後見人の選任数全体に占める親族後見人の選任数の割合は91%

2019年には22%にまで大幅に減少。

　その背景には、①単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、本人の後見人となるべき親族が見当たらないケースが増えている、②親族後見人による不正が多いことから、家庭裁判所が親族後見人の選任に消極的になっており、第三者後見人を選好する傾向にある、ということなどがあるとみられます。

　近年、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）の選任数は、2000年に全体のわずか8％であったものが、2019年には69％にまで大きく増加しています。

6、金融機関について

家族が認知症になると、医療費や介護費など、お金のことも大きな問題となります。本人の認知能力が低下したと判断すると、財産を守るために取引をストップする銀行が多く、預金を引き出したい親族とトラブルになるケースも増えているようです。改善をめざし、2021年2月に全国銀行協会が認知症対応について新たな指針をまとめ、大手銀行も認知症患者に向けた新たなサービスを3月から始めます。認知症に備え、家族が考えておきたいお金の対策を司法書士の池内宏征さんに聞きました。

＜参考＞[厚生労働省「認知症施策の総合的な推進について」](https://mf.jiho.jp/sites/default/files/mf/document/2019/06/%E7%AC%AC78%E5%9B%9E%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E5%AF%A9%E8%AD%B0%E4%BC%9A%E4%BB%8B%E8%AD%B7%E4%BF%9D%E9%99%BA%E9%83%A8%E4%BC%9A-3.pdf)

**医療費などの振り込みが認められる可能性はあるが、認知判断能力が低下した後は「成年後見制度」の利用が原則。元気なうちに、本人の意向を尊重できる選択肢を知っておく**

**Q: 全国銀行協会から出された新たな指針はどのような内容ですか？**  
--------  
本人の認知判断能力が低下した後、親族から預金の引き出しを求められた場合の取り扱いについて方向性をまとめたものです。あくまで、「成年後見制度」を求める原則はこれまで通りで、各銀行の運用が劇的に変わるものではありません。

今回の指針では、次の①②を確認できれば、限定的に代理の親族による引き出しに応じることもあるとしました。

①本人との面談や診断書の提出などで、認知判断能力の喪失を判断する  
②医療費など本人の利益に沿う支払いかどうかを確認する

この場合も、本人の口座から病院や介護施設に直接振り込むなど、現金が親族を直接経由しない方法が検討されるでしょう。

現在、本人の認知判断能力がある場合は、本人が作成した委任状と、通帳、印鑑があれば、代理の親族が窓口で引き出すことができます。あわせてその場で本人に電話をして、意思確認を行う銀行が多いようです。

一方、本人の認知判断能力がない場合は、預金は凍結され、銀行は親族に対して「成年後見制度」の利用を促すしか選択肢がありませんでした。今回、限定的とはいえ、新たな選択肢が提示されたことは、銀行の認知症対応が一歩進んだと評価できるのではないでしょうか。

**Q:3月からスタートする大手銀行のサービスとはどのようなものですか。ほかに、認知症高齢者に対応したサービスはありますか？**  
--------  
三菱UFJ銀行などが2021年3月22日から開始する「予約型代理人サービス」は、本人の判断能力があるうちに、預金の入出金、株などの売却・解約について、あらかじめ代理人（原則は配偶者か二親等以内の血族）を指定できます。

将来、判断能力が低下した証明として診断書を提出すると、代理人による取引がスタートします。預金の入出金について、代理人をあらかじめ指名しておけるサービスは、数年前から登場し、徐々に普及しつつあります。今後も同様のサービスが広がる可能性は高いと思われます。

また、近年、加齢が金融に与える影響を分析する学問分野「金融ジェロントロジー」をもとに、認知症と金融を考える動きも注目されています。

報道によると、認知症対応などにかかわる、新たな資格「銀行ジェロントロジスト」（日本意思決定支援推進機構・金融財政事情研究会）などの認定試験を取り入れ、行員に取得を促す金融機関も出ているようです。認知症患者の増加に伴い、各銀行が認知症対応にますます積極的に取り組むようになってきていると感じます。

**Q:現在、認知症になった本人の預金を家族が引き出したい場合にはどうすればいいのですか？**  
--------  
本人の認知判断能力が不十分という診断書が出された場合、財産の管理、契約の締結など法律行為が一切できなくなります。

本人に代わり国が保護する制度が、「成年後見制度」です。未成年者に対する親権者のような「法定代理人」として、20歳以上に対しては「成年後見人」が選ばれます。後見人の職務は、財産管理に加え、入退院の手続きや、携帯電話の契約など、日常的な契約を行う「身上監護（しんじょうかんご）」も含まれます。

後見人を選ぶのは、家庭裁判所の裁判官です。現状では、後見人の約7割が司法書士や弁護士など法律の専門家が担っています。

本人が亡くなるまで、成年後見人に対して、月額3万円～5万円の報酬が発生します。一定額を超える支出や収入は、家庭裁判所に事前に相談し、定期的に報告する義務もあります。金銭的な負担や手続きのわずらわしさから、利用者数は平成30年12月末時点で約22万人※と、利用が進んでいるとは言い難いものとなっています。

＜参考＞[厚生労働省「成年後見制度の現状」（平成30年）](https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000511780.pdf)

**Q:認知症になる前に、将来の資産管理について備える方法はありますか？**  
--------  
「任意後見契約」と「家族信託」という、2つの方法があります。

まず、「任意後見契約」は、前述の「成年後見制度」に類するもので、自分の認知判断能力があるうちに、将来、認知判断能力が低下した場合に、「この人に後見人になってほしい」と予約しておくものです。

例えば「長男に財産の管理をしてほしい」などと、あらかじめ公正証書で契約を結んでおくと、長男が「任意後見人」となります。本人の判断能力がなくなった後に、任意後見人が家庭裁判所に申し立てを行い、任意後見人による管理が開始されます。

成年後見制度では、本人の認知判断能力が低下した後で始まるため、「誰に・どのような管理」を依頼するか、本人の意思表示ができません。  
一方、「任意後見契約」では、後見人の指名だけでなく、「これをしてほしい・してほしくない」などと、内容も指定できるため、本人の意向が尊重されやすいと言えます。また、居住用不動産を売却する場合も、家庭裁判所の許可を得ずに進められるなど、成年後見制度と比べて柔軟に対応しやすい部分もあります。

デメリットとしては、成年後見制度と同じく、家庭裁判所への定期的な報告が義務付けられるほか、業務開始と同時に「任意後見監督人」が家庭裁判所により選出されます。任意後見監督人も、弁護士や司法書士などの第三者が選ばれることが多いため、月額1万円～1万5000円の報酬が発生します。

**Q:認知症の資産管理対策のもう一つの方法である「家族信託」について教えてください。**  
--------  
「信託」といっても金融商品ではなく、公正証書として作成します。

任意後見契約と同じく、本人の判断能力があるうちから、親族など希望する相手に、財産の管理・運用・処分をする権利を託す契約を結びます。「本人＝委託者」「託された人＝受託者」となり、例えば、預金の管理を託された場合、受託者が銀行から引き出し、委託者（本人）に給付します。「財産から利益を得る人＝受益者」は本人（委託者）が決めることができ、本人やその配偶者などが受益者になることがありますが、本人以外の場合も生前贈与とは異なります。

任せる財産は、すべてか一部かを選ぶことができ、預貯金の管理や不動産の売買などが含まれます。例えば、相続対策として所有しているマンションがあり、大規模修繕などでまとまった金額を動かす必要がある場合などでも、受託者の判断でスムーズに行うことができます。

成年後見人制度や任意後見契約と異なるのは、家庭裁判所への報告や、第三者の監督者をたてる義務が課されない点です。受託者は大きな権限を持つため、失敗や不正は、本人の利益を損なう可能性があります。そのため、信頼して財産を託すことができる家族がいるかどうかが重要です。

**Q:認知症患者を介護する家族からは銀行に対してもっと柔軟な対応を求める声は多くあります。今回の指針がきっかけとなり、これから便利になるのでしょうか。**  
--------  
認知症患者は2025年に約700万人に増えるといわれ、その金融資産額は、2030年に215兆円にも上るという試算（第一生命経済研究所、2018年※）もあります。金融機関において認知症の対応は、避けては通れない重要な課題となっており、今後、各銀行から新たなサービスが打ち出されるでしょう。

何よりも期待されるのは、資産を所有する本人にとって、使い勝手がよくなることです。全国銀行協会の指針では、銀行が自治体や地域の福祉機関との連携を強化することも求め、相談しやすい環境を整えることも盛り込んでいます。

今回の指針は、介護する家族の実情をくんだ内容と言えますが、法的な代理権のない親族に、一定の条件や手続きを求めるというルールは、本人の財産を守るために今後も変えようがなく、介護する家族側の利便性のみを追求することは難しいでしょう。

各銀行のサービスは、全国一律ではなく個別に検討されるため、利用する金融機関では、「どの範囲までの引き出しが可能なのか」「手続きのために必要な書類は何か」など、普段からこまめに確認しておきましょう。その上で、家族が元気なうちに、万が一に備えたお金の管理について話し合えるといいですね。

申請手続き

・本人の住所地を管轄する家庭裁判所に、後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判の申立てをすることが必要です。

・申立てができるのは、本人、配偶者、4 親等内の親族等です。65 歳以上の者、知的障害者及び精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、市町村長も申立てを行うことができます。

（説明）

・一般的に申立てに必要とされる書類は次のとおりです。(6)は後見人等の候補者がいる場合に添付します。

(1) 申立書（申立書のほか、各家庭裁判所が定める書式（財産目録、収支予定表、事情説明書、親族関係図等）への記入や、その他の書面の提出を求められることがあります。）

(2) 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）

(3) 本人の住民票又は戸籍附票

(4) 本人の成年後見等に関する登記がされていないことの証明書

(5) 本人の診断書（家庭裁判所が定める様式のもの。）

(6) 後見人・保佐人・補助人候補者の住民票又は戸籍附票

(7) 本人の財産に関する資料

・必要に応じて、保佐人の同意権拡張の審判（民法第13条に規定された事項以外にも同意を必要とする場合）、保佐人に代理権を付与する審判、補助人に同意権を付与する審判及び補助人に代理権を付与する審判の申立てもすることになります。

・審判の内容は、裁判所の嘱託により成年後見登記に記載されますが、戸籍等に記載されることはありません。

NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

　　086-231-1141

〒700-0807 岡山市北区南方3丁目5番25号

公益財団法人　岡山県社会福祉士会　ぱあとなあ岡山

相談専用ダイヤル　ＴＥＬ：０９０－９７３０－５６１６